

## 大阪府消費者基本計画(第1期)の検証～(1) &lt;具体的な取組&gt;

基本目標		取組番号	内容	確認結果		次期計画での取扱	
I 消費者の安全・ 安心の確保	1 商品・役務の安全性 の確保	⑦	企業等が開発する製品の品質向上のための試験研究等を実施します。	府の業務では なくなったこと で除外	平成24年、府立産業技術総合研究所の独立法人化に伴い、大阪府が事業の実施主体として行っている業務ではなくなったため実績からは除外した。(商工労働部所管) ※但し、⑤「製品被害防止の観点からの商品テスト」については府センターの事業として記載している。	記載しない	
			府と大阪市の消費者行政と高齢者や障がい者に関する福祉行政の担当課(所)による「高齢者・障がい者等の消費者被害に関する連絡会」において、高齢者や障がい者等の消費者被害の未然防止や拡大防止のための情報交換を行うとともに、啓発や研修その他連携して取り組むべき対策を検討します。	実績記載漏れ	当該連絡会を開催し、情報提供、意見交換等を実施している。	記載	
III 消費者教育	3 (1)	③	大阪府金融広報委員会と連携し、地域における講演会や講習会等を実施します。	派遣事業全体の 実績を記載	講師派遣事業のメニューの一つに金融広報委員会アドバイザーの講演等を含め、実施している。	講師派遣事業として 記載	
			④	③	児童養護施設等の指導員等に対する研修や情報提供に努めます。	<b>未実施</b>	<b>児童養護施設の指導員等に講師派遣のチラシを配布できるよう、福祉部局と調整する。</b>
		⑤	①	事業者に対し、従業員教育の一環として消費者教育が実施されるよう促します。	実績記載漏れ	包括連携協定等を結んでる企業に対し、見守りハンドブックを配布したり、職員が直接出向き活用方法の説明等を実施している。	記載
	3 (2)	①	③	大阪府金融広報委員会と連携し、教員向けセミナーを実施します。	派遣事業全体の 実績を記載	講師派遣事業の講師派遣の選択肢として金融広報アドバイザーを含め、実施している。	講師派遣事業として 記載
		③	④	消費生活アドバイザー等、消費に関する有資格者の活用について検討します。	実績記載漏れ	活用を検討し、講師派遣事業の中で消費生活アドバイザーを派遣している。	記載
IV 消費生活相談を受けら れる体制づくり	1	②	②	大阪府債務整理サポートプラザ(借金の悩み相談室)において多重債務に関する相談を実施します。	H29年度末で府 の事業は終了	○H18年の貸金業法改正に起因する過払い金請求や貸金業者による過剰融資等の相談がほぼ沈静化した半面、生活面に起因する相談の割合が増加した。こうした状況を踏まえ、市町村における多重債務相談窓口と生活困窮者自立支援窓口の連携強化がなされるよう支援するとともに、H29年度末をもって府の直接相談は終了。 ○H30年度以降は、市町村の窓口のほか近畿財務局、公益財団法人日本クレジットカウンセリング協会大阪センター等の専門相談機関の窓口で対応。	記載しない

## 第1期大阪府消費者基本計画の検証～(2) 本文中の「検討する」

基本目標		取組番号	内容	確認結果		次期計画での取扱
III 消費者教育	3 消費者教育の推進の 内容	2	大学生の若者を同世代や年下の若者に対する教育の担い手として活用することも検討する必要があります。	事業として実 施済	平成28年度から、大学生期における消費者教育事業として、消費者教育学生リーダーを育成している。	記載しない
IV 消費生活相談を受けら れる体制づくり	1 府の消費生活相談体 制の充実・強化	(2) 訴訟への 支援	なお、府消費生活センターにおける商品テスト事業は、より専門的なテスト事業の実施に向けて、国民生活センターや他の関連専門機関などの活用や大学との連携の検討を進めます。	検討し対応済	検討の結果、高度で専門性の高い案件については、独立行政法人製品評価技術基盤機構(NITE)と連携して実施。	記載しない
	3 消費者問題の早期解 決支援		訴訟支援について、応訴時への対応の必要性を含め、その在り方や裁判外紛争解決手続(ADR)に関わる民間型裁判外紛争処理機関との連携について検討します。	<b>引き続き検討</b>		記載